令和８年（フ）第１９７９号
愛知県北名古屋市六ツ師道毛183番地１　ロイヤル師勝Ｂ－202号、従前の住所愛知県春日井市前並町１丁目12番地３
債務者　萬屋　直之
１　決定年月日時　令和８年10月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月27日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２０６５号
名古屋市東区東桜２丁目13番22号　ＫＤＸレジデンス東桜Ｉ　409号
債務者　松岡　宏樹
１　決定年月日時　令和８年10月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月27日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第８１号
北海道北見市美芳町２丁目３番11号　夕陽ケ丘ハイツ３号、前住所北海道札幌市豊平区中の島一条７丁目10番８－201号
債務者　鹿野内理紗
１　決定年月日時　令和８年10月７日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで　釧路地方裁判所北見支部破産係

令和８年（フ）第１０５４号
さいたま市北区日進町３丁目96番地１　ディアコート202、旧住所さいたま市西区大字佐知川911番地　グランハイムもえぎＡ－205
債務者　豊泉　梨香
１　決定年月日時　令和８年10月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１４５８号
千葉県浦安市猫実１丁目９番37－206号　レオパレスエムエイチコーポⅡ、申立時の住所埼玉県新座市あたご三丁目13番３号　リッチフィールドＡ201号室　（旧住所）さいたま市緑区大字大門1380番地５
債務者　菅原　晴希
１　決定年月日時　令和８年10月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１５２０号
埼玉県川口市青木４丁目21番２－104号
債務者　金子　大三
１　決定年月日時　令和８年10月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１６１６号
埼玉県戸田市美女木８丁目９番地の３　サンライトシティ美女木103号室
債務者　佐々木英行
１　決定年月日時　令和８年10月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１７０７号
埼玉県川口市戸塚鋏町９番３号　めぐみハイツ203号
債務者　有松　聖華
１　決定年月日時　令和８年10月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１７１５号
さいたま市緑区大字三室1121番地２　メゾン北浦和１号室
債務者　浦野　豊久
１　決定年月日時　令和８年10月６日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１７１６号
さいたま市緑区大字三室1121番地２　メゾン北浦和１号室
債務者　浦野智英子
１　決定年月日時　令和８年10月６日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第４５２号
埼玉県吉川市高富一丁目29番地３　ＳＫメゾン102号、旧住所埼玉県吉川市高久一丁目15番地３　サンステージタカヒサＢ－202号
債務者　是国　美穂（旧姓松枝）
１　決定年月日時　令和８年10月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで　さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和８年（フ）第４６８号
埼玉県草加市草加１丁目11番６号　シェア屯草加１号
債務者　藤井　匡介
１　決定年月日時　令和８年10月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで　さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和８年（フ）第６２１号
埼玉県春日部市上蛭田13番地１　グランデュール田中Ｂ棟201号、旧住所埼玉県春日部市下蛭田127番地５
債務者　佐藤　佳子（旧姓書間）
１　決定年月日時　令和８年10月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで　さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和８年（フ）第３４９号
埼玉県深谷市江原350　医療法人江仁会北深谷病院内、住民票上の住所東京都港区芝浦４丁目２番22－719号
債務者　池田　圭吾
１　決定年月日時　令和８年10月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで　さいたま地方裁判所熊谷支部

令和８年（フ）第３６７号
埼玉県比企郡滑川町大字月輪1031番地２　サンヒルズＢ　102
債務者　古田　和平
１　決定年月日時　令和８年10月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで　さいたま地方裁判所熊谷支部

令和８年（フ）第１５号
千葉県館山市北条正木776番地の３
債務者　山崎　弘子
１　決定年月日時　令和８年10月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで　千葉地方裁判所館山支部破産係